

令和7年(7)第1003号

## 抗告人主張書面(6)

令和7年7月30日

東京高等裁判所第11民事部 御中

抗告人代理人 弁護士 福本修也

同 中山達樹

同 鐘築優

同 堀川敦

同 山地博貴

## 目 次

第 1	憲法 3 2 条及び 8 2 条違反（非公開手続の違憲）	4
1	総説	4
2	判例・学説の検証	4
(1)	判例・学説上確立された定義・原則	4
(2)	判例の動向とその考察	5
ア	後続の最高裁決定	5
イ	昭和 4 1 年決定の論理破綻	9
3	宗教法人解散命令事件が公開裁判でなければならない理由	14
4	本件裁判に顕れた非公開裁判の弊害	18
5	予備的主張の維持	21
第 2	信教の自由と厳格な審査基準	22
1	信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されること	22
2	厳格な審査基準から見た原決定の杜撰な判断	27
(1)	原決定が示した判断基準	27
(2)	原決定の判断基準と問題点	29
(3)	「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険」の法理について	29
ア	「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準について	29
イ	「明白かつ現在の危険」の法理について	32
(4)	「L R A の基準」について	33
(5)	総括	35
第 3	旧統一教会追及報道の実態	41
1	『検証暴走報道—データと証言で明らかにする統一教会追及—』 （乙 C 1 7 1）が明らかにした旧統一教会追及報道の実態	41
(1)	加藤文宏氏によるメディア分析	41

(2)	旧統一教会追及報道の実態	42
	ア 「はじめに」	42
	イ 第1章「統一教会報道をデータから解明する」	44
	ウ 第2章「メディア世論を形づくったワイドショー」	48
	エ 第3章「不寛容と差別の原因を証言とデータで解明する」	51
	オ 第4章「政治に弄ばれた教団と社会」	53
	カ 第5章「運動に弄ばれた信者と社会」	57
(3)	暴走報道を牽引した人物の実像	62
2	総括	66
第4	宗教・信仰とは何か（本件事件の本質）	67
1	宗教・信仰は本質的に一般社会原理とは相容れない	67
2	本件とオウム真理教解散命令事件等との本質的相違	69

## 第1 憲法32条及び82条違反（非公開手続の違憲）

### 1 総説

抗告人主張書面(4)「第3 憲法学者小林節名誉教授による原決定批判」（24頁～33頁）で主張した通り、本件抗告審手続が非訟事件手続法に基づく非公開裁判とされていることは、憲法32条及び82条に違反するものである。本項では、この問題について法律上の考察を更に深めることとする。

### 2 判例・学説の検証

#### (1) 判例・学説上確立された定義・原則

憲法82条が規定する「裁判公開の原則」は、諸国憲法の司法に関する伝統的な重要原則であり、法律上の争訟に係る裁判が公開手続の下で公明正大に行なわれることにより当事者の人権保障が図られ、裁判の公正を保つことで裁判に対する国民の信頼を確保することができるという考えに基づいて確立された原則である（最大判昭和41年12月27日民集20巻10号2279頁：入江俊郎裁判官反対意見，清宮四郎「憲法I（第三版）」367頁，兼子一ほか「裁判法（第四版）」288頁，乙A62「小林節意見書」7頁【憲法32条と82条に違反】）。

抗告人主張書面(4)25頁で述べた通り、判例は、憲法82条が定める公開・対審・判決の手続が要請される事件について、「当事者の意思いかんに拘らず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判」を「純然たる訴訟事件」と呼んで定義し（最大決昭和35年7月6日民集14巻9号1657頁），裁判所法3条1項が規定する「法律上の争訟」は、「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法律の適用により終局的に解決しうべきもの。」と定義されている（最一小判昭和29

年2月21日民集8巻2号419頁，佐藤幸治「憲法（第三版）」297頁，兼子一ほか「裁判法（第四版）」66頁～67頁）。したがって，上記各定義に該当する紛争事件については，憲法32条の裁判を受ける権利に基づき同82条が定める公開裁判によらなければならない（前掲最大決昭和35年7月6日「・・・公開の法廷における対審及び判決によってなされないとすれば，それは憲法82条に違反すると共に，同32条が基本的人権として裁判請求権を認めた趣旨も没却する・・・」）。

## (2) 判例の動向とその考察

### ア 後続の最高裁決定

法律上，非公開の手續によると定められた事件類型が一定数存在し，前掲最大決昭和35年7月6日の後も，非公開手續が憲法32条及び82条に違反するとして裁判上争われた事件がある。その代表的なものとして，

- ① 家事審判法の定める夫婦同居審判について，同審判手續きが非公開手續であることの合憲性が争われた最大決昭和40年6月30日（民集19巻4号1089頁。以下，「昭和40年決定」という。）
- ② 過料裁判が非訟事件手續法による非公開手續であることの合憲性が争われた最大決昭和41年12月27日（民集20巻10号2279頁。以下，「昭和41年決定」という。）

という2つの最高裁決定がある。

昭和40年決定（①）は，

前記同居義務等は多分に倫理的，道義的な要素を含むとはいえ，法律上の実体的権利義務であることは否定できないところであるから，かかる権利義務自体を終局的に確定するには公開の法

廷における対審及び判決によつて為すべきものと解せられる  
(旧人事訴訟手続法〔家事審判法施行法による改正前のもの〕  
1条1項参照)。従つて前記の審判は夫婦同居の義務等の実体的  
権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的  
権利義務の存することを前提として、例えば夫婦の同居につい  
ていえば、その同居の時期、場所、態様等について具体的内容  
を定める処分であり、また必要に応じてこれに基づき給付を命  
ずる処分であると解するのが相当である。けだし、民法は同居  
の時期、場所、態様について一定の基準を規定していないので  
あるから、家庭裁判所が後見的立場から、合目的の見地に立つ  
て、裁量権を行使してその具体的内容を形成することが必要で  
あり、かかる裁判こそは、本質的に非訟事件の裁判であつて、  
公開の法廷における対審及び判決によつて為すことを要しない  
ものであるからである。

として合憲とした。すなわち、夫婦同居審判は、家庭裁判所が、後  
見的立場で、同居の時期、場所、態様等について形成するものであ  
るから、「純然たる訴訟事件」ではないというわけである。

次に、昭和41年決定(②)は、

民法46条が法人について一定の事項を登記すべきものとして  
いるのは、権利主体たる法人の活動によつて生じる取引関係に  
ついて、不測の損失や紛争を招来せしめないために、あらかじめ  
法人の組織に関する重要事項を一般に公示せしめることにし  
ておく必要があるからである。従つて、その登記事項に変更を  
生じたときにも、一定の期間内にその登記をすることを義務づ  
け、これをしなければその変更を他人に対抗することができな  
いものとしている。しかし、これらの登記を励行せしめるには、

右の不利益をこうむらしめるだけではなお不十分であるとして、民法84条1号は、登記の懈怠に対して、秩序罰たる過料の制裁を科することになっている。これは、国家の法人に対するいわゆる後見的民事監督の作用として、法人に関する私権関係の形成の安全化を助長し、もつて私法秩序の安定を期することを目的としているものといえることができる。

右のような民事上の秩序罰としての過料を科する作用は、国家のいわゆる後見的民事監督の作用であり、その実質においては、一種の行政処分としての性質を有するものであるから、必ずしも裁判所がこれを科することを憲法上の要件とするものではなく、行政庁がこれを科する（地方自治法149条3号、255条の2参照）ことにしても、なんら違憲とすべき理由はない。従つて、法律上、裁判所がこれを科することになっている場合でも、過料を科する作用は、もともと純然たる訴訟事件としての性質の認められる刑事制裁を科する作用とは異なるのであるから、憲法82条、32条の定めるところにより、公開の法廷における対審及び判決によつて行なわれなければならないものではない。

ただ、現行法は、過料を科する作用がこれを科せられるべき者の意思に反して財産上の不利益を課するものであることにかんがみ、公正中立の立場で、慎重にこれを決せしめるため、別段の規定のないかぎり、過料は非訟事件手続法の定めるところにより裁判所がこれを科することとし（非訟事件手続法206条）、その手続についていえば、原則として、過料の裁判をする前に当事者（過料に処せられるべき者）の陳述を聴くべきものとし、当事者に告知・弁解・防禦の機会を与えており（同2

07条2項), 例外的に当事者の陳述を聴くことなく過料の裁判をする場合においても, 当事者から異議の申立があれば, 右の裁判はその効力を失い, その陳述を聴いたうえ改めて裁判をしなければならないことにしている(同208条ノ2)。しかも, 過料の裁判は, 理由を付した決定でこれをする事とし(同207条1項), これに不服のある者は即時抗告をすることができ, この抗告は過料の裁判の執行停止の効力を有するものとする(同条3項)など, 違法・不当に過料に処せられることがないように十分配慮しているのであるから, 非訟事件手続法による過料の裁判は, もとより法律の定める適正な手続による裁判ということができ, それが憲法31条に違反するものでないことは明らかである。

として, これも合憲とした。民事上の秩序罰である過料を科する作用は, 国家による後見的民事監督の作用であり, 刑事制裁を科する作用のような「純然たる訴訟事件」とは異なるというのである。

上記各決定は, いずれの事件も国家による後見的(民事監督)作用であることを理由に, 「純然たる訴訟事件」ではないとしている点で共通するが, 単に国家の後見的(民事監督)作用であるという理由によって憲法32条及び82条の公開の対審・判決を受ける権利の保障外となるとする判例の議論はいかにも粗雑である。あくまでも, 当該事件が, 上記(1)で定義した「当事者の意思いかんに拘らず終局的に, 事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判」及び「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって, 法律の適用により終局的に解決しうべきもの。」であるかどうかを厳密に問われなければならない。

この観点から見ると, 夫婦同居審判については, 昭和40年決定

が言うとおりに、「夫婦同居の義務等の実体的権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的権利義務の存することを前提として、夫婦の同居についていえば、その同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める処分」であることから、上記定義に該当しないと考えても差し支えないと思われる。しかしながら、過料事件に関する昭和41年決定については、下記の通り、重大な疑義がある。

#### イ 昭和41年決定の論理破綻

強度の悪性を有する反社会的・反倫理的非行とはいえない法秩序違反行為であって、刑事罰を科して刑事事件として取り扱うまでの必要のない私法上、訴訟法上、行政法上の秩序違反行為につき、秩序罰である過料制度を設け、昭和41年決定が言うように、これを「国家のいわゆる後見的民事監督の作用」であるとして、裁判所が行政庁に代わって非訟事件手続により処分を下すことは立法政策上あり得る選択であり、同手続を捉えて直ちに違憲であるとは言えない。しかし、過料は比較的軽微な処罰であるから、これを科する手続が憲法31条に適合する限り、これに対する不服申立については、憲法82条の裁判公開原則を排除しても同条違反ではないとする昭和41年決定は相当ではない。過料は、刑事罰に比し軽微であるとしても、一般統治権に服する者が法的秩序に違反した場合に科する制裁であり、これを科せられることは刑事罰とは異なる意味合いであるにせよ、当事者にとっては大きな不利益かつ不名誉な事柄であり、軽微の一事をもつて、純然たる訴訟事件の性質を有するに至った段階における過料決定の不服申立手続に憲法82条の公開裁判原則を適用しなくてもよいということにはならない。

「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」とは、上記(1)の通りで

あるが、これをさらに詳しく言うと、

具体的事件に関連して法令の解釈、適用につき当事者間に利害の衝突があつて、その結果違法に自己の権利、利益を侵害されたとする者が、これを不服としてその救済を求める場合を意味し、特に、憲法37条1項は、刑事事件について、国家が刑事罰を科する作用即ち刑罰法令の適用を確定する作用を「純然たる訴訟事件」、「法律上の争訟」であるとして、公開された公正な裁判を受ける権利を保障している

のである（昭和41年決定の前掲入江俊郎裁判官反対意見。以下、「入江反対意見」という。）。裁判所から過料処分を言い渡された当事者が、過料を定めた実定法規の法解釈・法適用及び事実関係を争い、同処分を不服として救済を求めることは、「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」以外の何ものでもなく、正に憲法82条及び憲法37条1項が刑事事件について公開された公正な裁判を受ける権利を保障した趣旨が適用されるべきことは自明である。このことは、行政機関（地方公共団体の長）に過料処分権限を与えた地方自治法14条3項、228条等に基づき過料を科された者が、処分取消訴訟を提起して公開裁判を受けることができることと対比すれば、より一層明白である。この点について、入江反対意見は、

多数意見によると、地方自治法の過料を科する手続が行政処分として地方公共団体の長により科せられる場合、これに対する不服申立の段階も、終始性質上は純然たる訴訟事件ではないと解するのであろうか。この不服申立については現在行政事件訴訟法が適用せられ、終局的には訴訟事件として扱われているが、これは事柄の性質から来るものではなく、従つて憲法の要請から来るものではなく、元来非訟事件として扱つてもよいものを、

立法政策の上から、形式上訴訟事件として扱ったというのであろうか。行政事件訴訟法に特別の規定を設けて、地方自治法による過料に対する不服申立の途を地方自治法255条の2の手続による方法のみに限り、出訴の途を全然認めないこととしても、憲法31条との関係は別として、同32条、82条違反の問題は生じないというのであろうか。或いは地方自治法を改正し、過料を科する手続を本件の過料のごとく非訟事件手続法による裁判所の裁判によらしめることとし、過料の決定に対する不服申立についても、本件と同様に、非訟事件手続法の即時抗告の手続によらしめて、これに公開の対審構造を認めないこととするのは、専ら立法政策に委された問題であって、何ら憲法違反の問題を生じないというのであろうか。そのような考え方は到底わたくしの是認し得ないところである。

と述べている。至極正当な見解である。

したがって、地方裁判所が非訟事件手続により下した過料処分に対する不服申立審は、「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」として、公開裁判によらなければならない、非訟事件手続法が定める非公開の抗告手続でしか争えないのは憲法32条・82条に違反すると言わざるを得ない（入江反対意見：「再度の考案ないし再審査の決定に対してなお且つ不服ある者に対しては、最終的には純然たる訴訟事件として、憲法32条、82条の保障の下に、終局的解決を与える途を用意しなければ違憲である」）。この入江反対意見は、「純然たる訴訟事件」及び「法律上の争訟」の定義並びに憲法32条・82条の趣旨に忠実にして論理的に明快な見解であり、有力な憲法学者及び訴訟法学者らがこぞってこれを支持し、現在も学説の圧倒的多数を占める支配的見解となっている（佐藤幸治「日本国憲法論

(第2版)」658頁，樋口陽一「憲法」142頁，新堂幸司「憲法判例百選Ⅱ(第3版)」272頁，田口精一「法学教室(第2期2号)」96頁，石川明「民事訴訟法判例百選Ⅰ(新法対応補正板)」12頁，大西芳雄「憲法判例百選(第3版)」170頁，西津政信「行政法の争点」99頁，乙A62「小林節意見書」。

他方，昭和41年決定については，事件を担当した中野次雄調査官ですら，「過料裁判が違憲でないとするれば，その不服申立ても非訟事件によるのが極めて当然」とした多数意見について，「結論に至る推論過程が一読必ずしも明瞭でない」(最高裁判所判例解説民事篇昭和41年度584頁)と指摘し，その理論的な説明について自身でいくつか試みた後，「この点に関する本決定の理由はさしあたっては読む人の解釈に任せるほかないのである。」(同586頁～567頁)として半ば匙を投げている(=理論的説明が難しい)。実際，同決定に対しては，直後から多くの批判・疑問が寄せられ(磯崎辰五郎「非訟事件手続法により科する過料について」龍谷法学3巻3=4号337頁，重本達哉「行政判例百選Ⅰ(第7版)」222頁)，新堂幸司教授は，「憲法判例百選Ⅱ(第3版)」の解説(273頁)で，

過料の裁判に関する非訟事件手続法の現行規定をもって合憲と  
いい切ることはかなり難しく，反対意見の結論に賛成せざるを  
えない(後掲の本件評釈(代理人注：参考文献として九つの文  
献を掲示)はすべて判旨に反対ないし疑問を表明している)  
と述べている。

入江反対意見を踏まえた当代理人の私見を述べるに，昭和41年決定は，現行憲法とは「司法」の範囲(行政事件を含むか否か)を異にする旧憲法下で設けられた過料制度が現行憲法下でも引き継が

れたことにより顕在化した矛盾を、訴訟事件と非訟事件を水と油の如くに分ける「非訟事件ドグマ」をもって、強引に蓋をしたという批判を免れないと考える。すなわち、過料には、現行憲法下では公開裁判原則が適用されるべきもの（行政事件が司法の範囲外にあった旧憲法下では問題にならなかった）が含まれているにもかかわらず、硬直化した非訟事件手続という括りに嵌め込んでしまったために矛盾が生じてしまったのであるが、同決定は、「これは非訟事件だから」というドグマをもって、理屈抜きで異論を遮断しているのである。この点、新堂幸司教授は、「民事訴訟法の争点（新版）」に掲載された「訴訟と非訟」と題する論文（同17頁）で、従来の判例・学説のアプローチに疑問を呈し、

第一に、判例法中心なるが故に、ある事件が実定法たる非訟手続によって処理することが合憲かどうかという形でしか議論されず、そこで念頭におかれている非訟手続なるものをある程度変動可能なものとしてアプローチしていない。ひいて、訴訟手続か非訟手続かという二者択一的な発想に傾いていること。

第二に、これも非訟事件の本質論に影響されているためであろうか、いかなる非訟事件にも共通する合憲論を立てることに熱中して、各事件のもつ類型的差異をことさら捨象した傾向があること。

第三に、なによりも、原判決の破棄を求めてされる上告に答えて発展した理論であるから、そこでは、合憲か違憲かのみが問われ、合憲であるとされるかぎり、よりよい手続はどういうものかという分析は、当面の課題でなく、なおざりにされていること等である。

と述べ、非訟事件に関する硬直化した議論のあり方の問題点を鋭く

指摘している。また、入江反対意見は、意見終盤の「四 過料に関する手続と非訟事件手続法の規定について」の項目において、旧憲法下からの過料制度の経緯及び非訟事件手続法の改正経緯に言及した上で、

過料の裁判は果たして全体として不可分の一体をなす一連の非訟事件として理解し得るものか、それともその中には法律上の争訟、即ち純然たる訴訟事件と見るべき部分が存在し、それは、最終的にはその他の部分とは切りはなして扱わねばならぬのではないかということは、現行憲法の司法権に関する規定の解釈上重要な事柄であり、まさにこの点が本件の核心（である）と述べ、昭和41年決定多数意見が依拠する「非訟事件ドグマ」が抱える問題の核心を突いている。

以上、昭和41年決定の論理破綻はもはやこれ以上覆い隠すことはできず、実際、同決定を支持する学説・文献は見当たらない。いずれ、この問題は立法的解決により憲法に適合させるほかないと考えられる（前掲新堂「憲法判例百選Ⅱ（第3版）」273頁も同旨提言）。

### 3 宗教法人解散命令事件が公開裁判でなければならない理由

宗教法人解散命令事件は、国が宗教法人に対して解散という不利益処分を命じることが許容されるか否かという「法律関係の存否」に関する紛争であるから、「純然たる訴訟事件」及び「法律上の争訟」に該当することは明らかである（乙A62：8頁～9頁，10頁～11頁）。そして、解散命令は、宗教法人に対する死刑に相当する極めて重い処分であり、秩序罰である過料のような軽微な処分ではない。解散命令は、国家と宗教法人の間の先鋭な対立的紛争であって、かかる重大な処分の決定判断が国家による後見的民事監督作用であるはずがない。旧憲法下で

『大逆事件』をはじめ秘密裁判による不公正が多く行われた歴史の教訓に鑑み、裁判公開原則の形骸化を防ぐ趣旨（野中俊彦ほか「憲法Ⅱ（第四版）」254頁）で非公開裁判を禁じた憲法82条2項但書の「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」とは、「その保障、特に国家権力による干渉侵害が問題となっている事件の意である」と解されている（兼子一ほか「裁判法（第四版）」289頁）。憲法20条が保障する信教の自由、特に宗教的結社の自由が問題となっている宗教法人解散命令事件が正にこれに該当する事件であることは誰の目にも明らかである。上記の点、「小林節意見書」（乙A62：10頁～11頁）は、本件に関連して次のように言っている。

今回の宗教法人解散命令の決定過程は、その本質において「後見」などというものではない。つまり、各自の良心に従い、犯罪も行わずに信仰生活を続けてきた旧統一教会の会員にとっては、自分たちの人生の基盤そのものである教会が、今回、国家により「取り潰される」に等しい状況に追い込まれている。その結果、解散になれば、信徒たちは、社会的なレッテルを貼られ、教会の財産（礼拝堂や活動資金等）は国家が任命した清算人の管理下に入ることになる。つまり、信者たちの生活の土台が国家の管理下で解体される手続きが今、進行しているのである。

この関係は、非訟事件手続の本質である国家による「後見的監督」などではない。まさに、教会と信者にとっては、己の良心の故に国家から「疑われ」「追いつめられ」「生き方の変更までを強いられている」わけで、この状況は、「国家からいわば『襲われた』国民による国家を相手にした人権闘争」そのもので、法的紛争（典型的な『法律上の争訟』つまり「訴訟」）である。だから、これは「非訟事件」などではない。

では、宗教法人解散命令が、「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」であり、憲法 8 2 条 2 項但書（非公開裁判禁止事件）に該当し、国による後見的民事監督作用ではない事件にもかかわらず、宗教法人法（以下、「法」という。） 8 1 条 1 項及び 7 項が解散命令処分の権限を裁判所に委ねてこれを非訟事件手続に付した立法趣旨は何であったのか。それは、信教の自由保障の見地から、行政上の裁量によって宗教法人に対して解散命令がなされることのないようにするため、裁判所に解散命令の権限を委ねたものであると理解されている（渡部蒞「最新逐条解説宗教法人法」385頁）。要するに、信教の自由保障の重要性に鑑み、行政庁ではなく公正中立な立場にあるはずの裁判所に処分権限を委ねることで、より慎重・公正な判断がされることを法は期待したのである。この点、昭和 4 1 年決定も、「現行法は、過料を科する作用がこれを科せられるべき者の意思に反して財産上の不利益を課するものであることにかんがみ、公正中立の立場で、慎重にこれを決せしめるため、別段の規定のないかぎり、過料は非訟事件手続法の定めるところにより裁判所がこれを科することとし」たと言っており、財産権の保障という観点から慎重・公正を期する目的で裁判所に処分権限を委ねた点において、一面共通するところがある（ただし、過料では「後見的民事監督作用」であることが主たる趣旨）。いずれにせよ、この法の趣旨は極めて重要である。法は、立法政策として、行政庁に解散命令処分権限を委ねる選択をすることも十分あり得たのである。現に、行政庁に団体解散命令権を与えた規定として、森林組合法 1 0 4 条、農住組合法 8 4 条、水産業協同組合法 1 2 4 条の 2、土地改良法 1 3 5 条など多数の立法例が存在する。しかし、宗教法人法は、敢えて裁判所に処分権限を委ねることで、特に信教の自由に対する保障を厚くしようと企図したのであり、これは、決して、「解散命令事件はその性質上『純然たる訴訟事件』・『法律上の争訟』

ではない」という理解に基づく立法措置ではない。信教の自由保障を厚くするという上記立法趣旨を尊重すれば、地方裁判所が行政庁に代わり非訟事件手続により解散命令を出すこと自体は、過料事件と同様、合憲とする余地があろう。問題なのは、これに対する不服申立手続である。仮に、立法政策として、宗教法人に対する解散命令処分権限が行政庁に与えられていたとすれば、同処分を受けた宗教法人は処分取消訴訟を提起して公開・対審・判決による裁判を受けられたはずである。そうであれば、解散命令事件が本来的に「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」である以上、地方裁判所が行政庁を肩代わりして出した解散命令決定に対する不服申立ての裁判手続は、公開・対審・判決によらなければならないと考えるのが、論理的帰結である（笹田栄司「平成7年度重要判例解説 憲法5 宗教法人の解散命令と信教の自由—宗教法人オウム真理教解散命令事件」15頁）。法が、信教の自由保障の重要性に鑑み、解散命令の処分権限を行政庁ではなく裁判所に委ねたことが却って仇となり、指定された手続上の枠組みが障害となって憲法32条・82条の保障から強制排除され、結果、信教の自由に対する人権保障が蔑ろにされるのであれば、甚だしい矛盾・背理であるといわざるを得ない。これは、明らかな立法上の瑕疵・手落ちである。立法政策の目的に合理性が認められても、具体的立法措置に憲法に違反する瑕疵・手落ちがあれば、合憲限定解釈ができない限り、当該法律は法令違憲となる。

過料事件に関する昭和41年決定が誤りであることについては既に上記2(2)イで指摘したところであるが、その点を脇に置いたとしても、過料と解散命令とは、法が処分権限を裁判所に委ねた趣旨の重点が異なり、処分の性格も重みも明らかに異なるのであるから、同決定の論理が解散命令事件にそのまま妥当するものではない。たとえ、同決定の多数意見の立場に拠っても、解散命令事件が本来的に「純然たる訴訟事件」

・「法律上の争訟」であり（これを否定することは不可能と言うほかない）、憲法 82 条 2 項但書の「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」である以上、解散命令決定に対する不服申立審は公開・対審・判決の手續によらなければならないという結論にならざるを得ないはずである。

以上、解散命令事件の不服申立審について何ら法的手当をせずに漫然と非公開の非訟事件手續によると定めた法 81 条 7 項は、憲法 32 条・82 条に違反する法令違憲である。

#### 4 本件裁判に顕れた非公開裁判の弊害

佐藤幸治名誉教授は、「公正な裁判とは公開裁判のことだという信念（公開即公正という信念）が近代司法観念を規定してきた。そのことは、それまで存在した秘密裁判の恣意を排除し、司法権をもって法原理部門たらしめようという課題を担った近代立憲主義の見地から十分首肯できることである。日本国憲法 82 条も、そうした観点をきわめて厳格な形で表現したものといえるであろう。」（法学教室 1992.10『公開裁判と現代社会』79頁）と述べ、また、昭和 41 年決定で多数意見に与した田中二郎裁判官と岩田誠裁判官にあっても、その補足意見では、次のように述べて憲法 82 条の公開裁判原則の歴史的意義を強調している。

憲法が裁判における公開・対審の原則を保障している理由を考えてみるに、この原則は、もともと、互いに対立・抗争する当事者間における訴訟事件について、フェア・プレーの精神に基づいて、公開の法廷において、十分に主張すべきことを主張させ、裁判所が公正中立の立場に立ち、これらの主張を聞いて、公正な裁判をすることができるようにし、もつて、個人の権利・自由の保障を全うしようとするものである。この原則は、秘密・暗黒裁判のもたらした弊害にかんがみ、これに対する厳正な批判の結果生み出された、いわば

歴史の産物であつて、ここに近代裁判の一つの理想が表現されているともいうことができる。

原審の鈴木謙也裁判長以下担当裁判官が「密室裁判」の下で行った不都合な事実の無視・隠蔽，証拠裁判主義を無視した推測認定，基本的人権無視など数々の不公正については，抗告人主張書面(4)「第3 憲法学者小林節名誉教授による原決定批判」31頁～33頁で述べたところである。そこで指摘した内容は，正に上記補足意見がいう「秘密・暗黒裁判のもたらした弊害」そのものであり，現代日本の司法でこのような弊害が現実に生じた事実を目の当たりにし，「近代裁判の理想は一体どこへ行ったのか・・・」と，暗澹たる思いを抱かざるを得ない。万一，当審が上記弊害の現実を見て見ぬ振りをして，「密室裁判」のベールの裏側で闇から闇に葬ったとすれば，日本の司法が「秘密・暗黒裁判の淵」に墮ちることは必定である（乙C122の1，2：飯田泰之教授が原決定当日に憂えた「法治主義を守る瀬戸際にいる・・・ここで世論に流される判決が増えていってしまったら，日本の司法はおわる」）。

正に今，戦前の二大人権侵害事件である『大本事件』と『大逆事件』が令和の世において形を変えて再現されている。両事件は，本件事件と同じ国家権力による宗教・思想弾圧事件であった。そして，本件事件を含むこれら3つの事件は，国家権力が，特定の宗教・思想を弾圧する意図の下に，虚偽証拠捏造と事実のでっち上げを行い，汚染された証拠を用いて弾圧対象者を裁判に掛けてきた点で酷似している。本件と『大本事件』の類似性については，これまで何度か指摘してきたところであるが，『大逆事件』を密室裁判とメディアが果たした役割の視点で見ると，本件類似の構図が見えてくる。密室裁判により幸徳秋水ら24名が死刑判決（冤罪が濃厚とされる）を受けた『大逆事件』について，当時の新聞各社は，事件詳細を報ずることなく政府の公式見解を一方的に報じ，

密室裁判の正当性を疑問視する声は封殺された。そして、新聞各社の報道は、被告人たちを「天皇暗殺を企てた危険人物」として描写し、社会主義・無政府主義への恐怖を煽り、国民世論を国家権力の願う方向へと積極的に誘導したのであった。本件事件で、メディアは、ワイドショーを中心に「統一教会は巨悪」とする虚像を作り出して世論を煽りながら、政府及び反対派の主張ばかりを報道して原告人や信者らの主張はほとんど無視して報道しなかった。しかし、報道内容は、「靈感商法」、「高額献金」などお決まりの抽象的文言が踊るだけで、非公開の密室裁判であることもあって、解散事由となるべき具体的行為がどんなものであるのかについては『大逆事件』の時と同様に一切報道されることがなかった。また、原告人が、政府による悪質な虚偽証拠捏造やそれら具体的事件の概要、審問期日の証人尋問で明らかになった政府側証人名義の虚偽陳述書の悪質な内容など、密室裁判の内側で行われていた政府による数々の不正行為を具体的に指摘して告発しても、産経新聞が証拠捏造につき一部報道したのを除き、大半のメディアは無視して報道しなかった。後記第3「旧統一教会追及報道の実態」で記述するところと対比すれば、本件と『大逆事件』との類似性が見えてくるはずである。

「密室裁判」は、「不都合な真実」を闇の中に永遠に封じ込めることはできない。間違いなく、本件事件は、「令和の宗教弾圧・密室裁判事件」として後世に語られ、『大本事件』、『大逆事件』と並んで、我が国の宗教史・裁判史に残る重大な汚点として記録されることになるはずである。法の正義と歴史について真つ当な見識を持つ有識者からは、既にそのような声が上がっていることを忘れてはならない（乙 C 155：黒瀬博牧師「今後の歴史の中で日本裁判史上の汚点として記録されることになるだろう」、乙 C 170：杉原誠四郎「我が国の宗教史上としても重大な汚点となる」）。

## 5 予備的主張の維持

以上、本件事件を非訟事件手続として非公開手続で行うことが違憲であることに疑いの余地はないが、抗告人主張書面(4)第3でも述べた通り、当審が原決定を取り消す判断をする限りにおいて、敢えてこれを問題にしない。あくまで、当審が原決定を維持する場合に備えて予備的に違憲の主張するものであるので、同主張書面で表明した主張方針は引き続き維持する。

## 第2 信教の自由と厳格な審査基準

### 1 信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されること

優越的人権とされる精神的自由の1つである信教の自由(憲法20条)の規制に関する司法審査で、いわゆる「厳格な審査基準」(strict scrutiny test)が適用されることについて、学説上異論はない。

「厳格な審査基準」とは、合衆国連邦最高裁判所で形成・確立された精神的自由の規制に適用される司法審査基準であるが、特に、信教の自由に関する具体的な審査基準については、「小林節意見書」(乙A62:「5項(優越的人権としての信教の自由と厳格な違憲審査基準)」3頁~4頁)が代表的判例を列挙しており、抗告人主張書面(4)30頁~31頁でも引用したところではあるが、本項で改めて引用する。

例えばエホバの証人に対する国家への忠誠宣誓の強制の合憲性が争われたW. Virg. State Bd. of Ed. 事件に対する1943年の最高裁判決は、礼拝の自由を、単なる「合理性」といった貧弱な根拠によって制約してはいけない、**信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」とした**(West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624(1943) at639.)。以来、この立場を、合衆国最高裁は一貫して踏襲している。つまり、「**『至高の公益を脅かす重大な権利濫用』だけが信教の自由の制約を許す。**」(Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963))。「**国は、それが、『非常に重大な公益』を実現するための、『最も弾圧的でない手段』であるということ**を証明することにより、その信教の自由に対する権力による侵害を正当化することができる。」(Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Division, 450 U.S. 707 (1981))。「**『最高の公益』**で、さらに、「**『その方法によらなければ実現**

しない公益のみ』が、正当な信教の自由の主張を否定できる。」(Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972))。「信教の自由を制約するには、その『立法目的がいかに正当であってもそれは十分に重大なものでなければならず』、かつ、それは、信教の『自由を過度に制約する方法で追求されてはならない』(つまり、『最も少ない制約手段によらなければならず』)。」(Wooley v. Maynard, 430 U.S. 705 (1977))。「『非常に重大な公益に資するためにその規制が必要であること』と、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』を、国は立証しなければならない。」(Widmar v. Vincent, 454 U.S. 263 (1981))。「宗教上の信条による行為に対して国が福祉の給付を与えない場合には、『厳格な司法審査』に服さなければならない。」(Hobbie v. Unemployment Appeals of Florida and Lawton & Company, 55 U. S. L. W. 4206 (1987))等。

上記各判例で示された審査基準については、規制目的と規制手段の2段階で説明されるのが一般的であり、上記を纏めると次のように要約できる。

① 規制目的の制限

信教の自由の規制を正当化できるのは、これに対置して守るべき「やむにやまれぬ(重大な)公益」(compelling public interest)がある場合のみであり、かつ、公益に対する「明白かつ現在の危険(clear and present danger)」がある場合に限定される。

② 規制手段の制限

許容される規制手段は、「最も制限的でない手段」(least restrictive alternative)でなければならず(上記引用では、『最も弾圧的でない手段』、『最も少ない制約手段によらなければならず』、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』などとされ

ている。)。これは、一般的な「より制限的でない他に取り得る手段」(less restrictive alternative)が存在しないかを検討した上で必要最小限の規制に限定される(一般的な「LRAの基準」)よりも厳しい基準である。

我が国の判例で信教の自由について適用される審査基準を示したとされるものは、「オウム真理教解散命令事件特別抗告審決定」(最一小決平成8年1月30日民集50巻1号199頁。以下、「平成8年決定」という。)である。同決定は、「憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」、「本件解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、抗告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるということが出来る。」と述べている。同事件を担当した近藤崇晴調査官は、上記につき、

そこで、信教の自由の限界の判断基準をどこに求めるかが問題となる。表現の自由(憲法21条)を制限することの可否については、昭和50年代以降の最高裁大法廷判決においては、いわゆる利益衡量論が中心的な判断基準になっている。利益衡量論によれば、対立する利益を比較較量した上、その制限が必要で合理的なものであるかどうかを判断することになる。表現の自由についてだけでなく、信教の自由の制限についても、基本的には同様の判断基準が妥当するであろう。また、憲法の保障する精神的自由に対する規制はより制限的でない他の選び得る手段が利用できないときに限って許されるとするいわゆる「LRAの原則」(『より制限的でない他の選び得る手段』)を意識しているものと思われる判例もある。

(中略)

本決定が結論を導くのに考慮した右の要素を見れば、当該法的規制によって達成しようとする目的の必要性・合理性と当該法的規制によって宗教上の行為に生ずる支障の程度との比較較量、より制限的でない他に選び得る手段の有無（L R Aの原則）、規制手続の適正の確保等が、憲法適合性の判断基準として念頭に置かれていることは明らかであろう。

と解説し（最高裁判所判例解説民事篇平成8年度（上）81頁～82頁）、判例が信教の自由の制約について厳格な審査基準を採用したことが確認されている。ただし、同解説によれば、上記②の「最も制限的でない手段」（least restrictive alternative）ではなく、一段緩和された「より制限的でない他に選び得る手段」（less restrictive alternative）を「L R Aの基準」と呼んでこれを採用したものであることが分かる。他方、上記①の「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険（clear and present danger）」の法理を判例が採用したとまでは直ちに言えない。同解説では「利益衡量論により、対立する利益を比較較量する」と言っているだけで、「信教の自由の制約を正当化する対立利益がどのようなものでなければならないか」「明白かつ現在の危険が迫っていなければ規制は認められないか」について特に言及がないからである。

しかしながら、無差別殺人テロを起こしたオウム真理教に対する解散命令事件で問題とされた公益が、「国民の生命・身体の安全」という「極めて重大なやむにやまれぬ公益」であったことからすれば、平成8年決定は、実質的に「やむにやまれぬ（重大な）公益」（compelling public interest）の基準で判断したものであるといえる。

また、「明白かつ現在の危険（clear and present danger）」の法理は、上記引用した合衆国連邦最高裁判決（West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624(1943) at639.)が、

信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」とする

としてこれを明示し、欧州人権裁判所も、宗教団体の法人格剥奪は「緊急かつ重大な社会的必要性」によってのみ正当化されると判示しており

（乙 A 6 3：柴田正義「親の『宗教教育権』に関する一考察—家庭連合関連事案を通して表出した信教の自由の脆さ—」 37頁～38頁。

Hasan and Chaush v. Bulgaria (2000)), 同法理は信教の自由制約における国際的に定着した審査基準とされているところ、我が国においても、表現の自由（集会の自由）の制約に関する判例が同法理を採用している

（「泉佐野市民会館事件」最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁：「明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」）。

我が国だけが信教の自由を同法理の適用から排除する理由はなく、表現の自由と同じ精神的自由である信教の自由にも同様に適用

されると考えるのが相当である。平成8年決定には「明白かつ現在の危険」の法理を想起させる表現はないが、同決定時から遡ること10ヶ月前

（原審高裁決定時からは9ヶ月前）に無差別多量殺人テロである地下鉄サリン事件が発生し、一部の実行犯が未だ逃走中、テロに使用された

猛毒サリンガスを生成したサリンプラントが教団施設内に現存していて、未だ世情騒然とする状況下、国民の生命・身体の安全が「明白かつ

現在の危険」に晒されていることを当然の前提に、オウム真理教に対する解散命令を容認する判断がなされたことは明らかである。また、宗教

法人法81条1項1号で定める解散命令事由が「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」という極めて厳格な構成要件になっていることからすれば、解散命令判断時点で、「やむにや

まれぬ（重大な）公益」が「明白かつ現在の危険」に晒されていること

を要件としていると理解するのが、法解釈としても相当である。むしろ、同号の構成要件の書きぶりは、「やむにやまれぬ（重大な）公益」が「明白かつ現在の危険」に晒されているような事態を正に想定していると読める。

信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されとする学説・文献は枚挙に暇がないが、一つだけ紹介する。芦部信喜教授は、平成8年決定が出される以前の対談記事（「ジュリスト No.1037（憲法判例理論の現在－芦部信喜教授に聞く）」18頁）で、信教の自由に対する規制においては、規制目的が「コンペリング・パブリック・インタレスト（compelling public interest）」でなければならず、規制手段が必要最少限度のものであることを要求する厳格度の高い「LRAの基準（least restrictive alternative）」で判断されるべきである旨述べ、「憲法学Ⅲ人権各論(1)」（第2章第2節「2 宗教的行為の自由の限界」133頁～136頁）でも同様の見解を示している。

以上の通り、信教の自由の制約に厳格な審査基準が適用されることは、判例上も学説上も完全に確立している。ただし、「LRAの基準」を「least restrictive alternative」とすべきか、一段緩和された「less restrictive alternative」とすべきかで、学説と判例では違いがある。次項以下では、便宜上、判例が採用したとされる「less restrictive alternative」を前提に議論を進める。

## 2 厳格な審査基準から見た原決定の杜撰な判断

### (1) 原決定が示した判断基準

本件事件は、平成8年決定と同じ宗教法人解散命令事件であるから、当然に厳格な審査基準（上記1の①・②）が適用される。

原決定は、平成8年決定の一部を引用しながら、

宗教法人の解散命令が確定したときは、その清算手続が行われ（法49条2項、51条）、清算に係る当該宗教法人の規則の定め

有無及び内容いかんによって最終的な帰属関係は異なり得るものの、当該宗教法人に帰属する財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに支障を生じさせることがあり得る（法50条参照）。このように、宗教法人に関する解散命令が、信者の宗教上の行為自体を法的に制約する効果を伴わないとしても、支障を生じさせることがあり得ること及び憲法の保障する信教の自由の重要性に鑑みると、宗教法人に解散を命ずるためには、法81条1項柱書き及び同項1号に該当することに加え、解散命令が、判断時までの同号該当行為を踏まえた当該宗教法人に対する措置として必要でやむを得ないものといえることを要すると解すべきである。

（中略）

法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同項1号）があった場合に、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切といえるか否かを判断するといった解散命令の判断の性質に加え、憲法が保障する信教の自由の重要性にも鑑みれば、過去のものを含めた法令違反事実に加え、現在に至るまでの状況及び将来の再発のおそれなどを踏まえ、判断時において解散命令が必要でやむを得ないものといえるか否かを検討すべきである。

（中略）

利害関係参加人の主張する点のうち、解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない。

と言う（原決定101頁～103頁）。

(2)以下では、原決定が説く上記判断基準が厳格な審査基準に照らして正当であるか否か、そして、本件に対する具体的判断の是非について

て検証する。

(2) 原決定の判断基準と問題点

原決定の上記判断基準は、基本的に平成8年決定の表現を踏襲したものであるから、一応、厳格な審査基準を採用したものと理解される。

しかしながら、原決定が「解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない。」としたことは、「明白かつ現在の危険」の法理を否定するものであり、不当である（詳細は後記(3)イ参照）。

(3) 「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険」の法理について

「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準及び「明白かつ現在の危険」の法理に照らして本件を見た場合、果たしてこれを充足する事実が認められるのかにつき、原決定を検証する。

ア 「やむにやまれぬ（重大な）公益」の基準について

原決定は、

- a 利害関係参加人の信者による献金勧誘等行為について損害賠償請求を行った者に関し、①32件の民事判決のうち、26件での原告140名については、利害関係参加人の損害賠償責任を認める内容の確定判決を得ており、最終的な認容額の合計額は18億0167万2477円であり、②訴訟上の和解が成立した100件の原告448名の和解金の合計額は61億1941万1071円であり、③裁判外の示談をした971名の示談金の合計額は125億2680万2609円である。

これらの3つの類型の合計人数は1559名、合計額は204億4788万9157円となる。

b 上記のうち、コンプライアンス宣言の出された平成21年以前の献金の支払等について損害賠償の請求をした者についてみると、①32件の民事判決のうちの31件の原告168名がこれに当たり、同年以前の献金の支払等に係る認容額の合計額は約17億8400万円であり、②訴訟上の和解が成立した者のうちの97件の445名がこれに当たり、同年以前の献金の支払等に係る和解金の推計額の合計額は約60億6600万円であり、③裁判外の示談が成立した者のうちの921名がこれに当たり、同年以前の献金の支払等に係る示談金の推計額の合計額は約116億1300万円である。

これらの3つの類型の合計人数は1534名、合計額は約194億6300万円となる。

c 上記aのうち、コンプライアンス宣言の翌年である平成22年以降の献金の支払等について損害賠償の請求をした者についてみると、①32件の民事判決のうちの2件の原告3名がこれに当たり、同年以降の献金の支払等に係る認容額の合計額は約1760万円であり、②訴訟上の和解が成立した者のうちの8件の9名がこれに当たり、同年以降の献金の支払等に係る和解金の推計額の合計額は約5350万円であり、③裁判外の示談が成立した者のうちの167名がこれに当たり、同年以降の献金の支払等に係る示談金の推計額の合計額は約9億1360万円である。

これらの3つの類型の合計人数は179名、合計額は約9億8470万円となる。

d そして、既に説示したとおり、利害関係参加人の信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘等行為について、コ

ンプライアンス宣言以前において、被害人数及び被害額とともに、類例のない膨大な規模の被害が生じていたということができ（上記（2）ア（エ））、また、同宣言後においても、被害は縮小傾向にあるものの、近時まで途切れることなく続いており、なお看過できない程度の規模の被害が生じているということが出来る（上記（2）イ（エ）c）。

（98頁～99頁）とし、上記指摘する人数と被害額の大きさが「やむにやまれぬ（重大な）公益」であり、「著しく公共の福祉を害する」（法81条1項1号）ものであると言いたいようである。

しかしながら、原決定がいうところの被害の大半、特にコンプライアンス宣言以降の被害とされるものが、証拠に基づかない推測によって妄想した実体不明な不法行為という名の単なる被害額の推計に過ぎないこと、僅かに裁判で確定した2件3名についても、事実と証拠に照らせば、不法行為の成立すら怪しく、およそ高度な悪質性が認められる事案でないことについては、抗告理由書、抗告人主張書面(2)及び同主張書面(3)で詳細に論じたところである。

オウム真理教事件における公益は、国民の生命・身体の安全であり、これはまさしく「やむにやまれぬ（重大な）公益」であり、「著しく公共の福祉を害する」ものであった。明覚寺事件も、信者ではない外部の一般人多数を悪質な詐欺マニュアルに従って騙すという詐欺被害が生じており、オウム事件に比べれば劣るものの、ここで保護されるべきは「やむにやまれぬ（重大な）公益」であり、詐欺被害の規模と態様に照らして「著しく公共の福祉を害する」ものと評し得るものであった。いずれの事件も刑事事件が解散事由であって、単なる私益ではなく公益が害された事件であることにおいて共通していた。

ところが、本件で被害を被ったとされるのは、いずれも抗告人の教義を受け容れて熱心に信仰していた元信者らであり、教団外部の一般市民ではない。その被害なるものも社会的相当性を逸脱したとされる献金勧誘の結果であり、当該献金が民事裁判により損害であると認定されたとはいえ、そこで問題とされた利益は「私益」以外の何ものでもない。このような閉じられた「部分社会」内部で生じた民事紛争は、一般社会の「公益」とは無関係である。まして「やむにやまれぬ（重大な）公益」などではなく、したがって、これが「著しく公共の福祉を害する」ものにはなり得ない。

イ 「明白かつ現在の危険」の法理について

原決定は、「解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない。」として、「明白かつ現在の危険」の法理の適用を否定するが、信教の自由を蔑ろにする不当な判断基準であって、憲法に違反する。上記1で述べた通り、平成8年決定及び法81条1項1号は、「明白かつ現在の危険」の法理を当然の前提とするものである。前述の通り、オウム真理教解散命令事件では、当時の世情に照らして解散の緊急的な必要性があることが当然の前提にあつて、解散命令を容認する判断がなされたのである。

原決定は、「コンプライアンス宣言後においても、被害は縮小傾向にあるものの、近時まで途切れることなく続いており、なお看過できない程度の規模の被害が生じているということが出来る」というが、本件で適用されるべき「明白かつ現在の危険（clear and present danger）」の法理からは明らかに外れている。コンプライアンス宣言以後の状況改善の客観的事実に対する原決定の矮小評価の不当性については、抗告理由書「第4」で述べた通りであるが、何よりも

コンプライアンス宣言以降の献金事案に関しては、直近10年間を遡っても不法行為を認めた民事判決はなく、裁判外の示談案件も減少の一途を辿り、安倍元首相銃撃事件の直前数年間は裁判外の示談案件の数が僅少であったというのが客観的事実である（抗告理由書72頁～73頁）。すなわち、本件においては、「明白かつ現在の危険」を裏付ける事実も証拠も存在しない。証拠裁判主義を無視した「推測による実体不明の不法行為被害」や「顕在化しない被害」などは、裁判官の頭の中で膨らませた妄想であって具体的実体がなく、かかる妄想が一般市民の財産権に対する「明白かつ現在の危険」であるはずがない。

(4) 「LRAの基準」について

次に、「LRAの基準」（less restrictive alternative）に照らしてみた場合、本件はどうか。

原決定は、「イ 解散命令が必要でやむを得ないと言えるか否かの検討」という項目（103頁～107頁）を設け、一応「LRAの基準」に照らした判断をしているようである。同項目を要約すると、次の通りである。

① 被害の重大性と継続性

約40年間にわたり全国的に信者による不法な献金勧誘等行為が行われ、極めて多数かつ深刻な被害が発生。コンプライアンス宣言後も被害が続いており、現在も看過できない程度の同種被害の危険（原決定のいう「本件問題状況」）が残存。

② 被害に対する抗告人側の対応

民事訴訟（32件）、訴訟外の示談等を通じて累計204億円超の金銭支払いが行われ、問題の深刻さは司法判断で繰り返し指摘。にもかかわらず、抗告人は本質的・実効的な再発防止措置を

講じていない。教義と献金勧誘行為が密接に関連し、抗告人による管理・献金収受体制が構築されていたことも問題。

③ 法人格の存続の不当性と解散の必要性

宗教法人の法人格は法によって与えられた特別の地位であるが、抗告人はその濫用によって被害を拡大させ、租税優遇の恩恵を受けた。

④ 必要かつやむを得ない措置の判断

抗告人には、改善努力が見込めず、他に適切な対応手段も存在しないため、法人格の剥奪＝解散命令が「必要かつやむを得ない」法的措置と判断。

しかしながら、前述の通り、上記①及び②の事実（特にコンプライアンス宣言以降）の大半は、証拠に基づかない被害水増しの妄想である。コンプライアンス宣言以降に状況が改善した客観的事実が存し、同宣言以降の献金事案に関する民事判決が直近10年間存在せず、裁判外の示談案件も減少の一途を辿っているばかりか、近年では消費者相談センターに寄せられる抗告人関連の消費生活相談もほぼなくなり（乙C143）、2022年以降、抗告人は、「献金を受領する際のガイドライン」や「教会改革のためのガイドライン（基本方針）」を策定して更に指導を徹底しているのである。このような現状において、抗告人を解散させる必要性など皆無であり、解散がやむを得ない措置であるなどと言えるはずもない。

仮に、抗告人のコンプライアンス宣言が徹底されておらず、原決定がいうように未だ不法行為が継続発生している（具体的な事実も証拠もないが）というのであれば、いきなり解散命令を出すのではなく、他に選び得るより制限的でない手段がないかを模索すべきである（LRAの基準）。2022年12月に「法人等による寄附の不当な勧誘

の防止等に関する法律」が新たに制定されたことで、不当な寄附勧誘行為が規制され、罰則規定の外、国による報告徴収・勧告命令、私法上の取消権なども用意されているのであるから、国として、抗告人関係者による不当な寄附勧誘行為（不法行為）が継続されていると認めたとであれば、解散命令に比してより制限的でない手段である同法による対応をまずは選択すべきであったのである。しかし、原決定は、他に選択し得る手段があったかどうかについて全く検討もしていないのである（実際は新法適用対象事例など全く存在しないから検討もできない）。

ちなみに、③の「抗告人が法人格の濫用によって被害を拡大させ、租税優遇の恩恵を受けた」との指摘は、L R Aの基準との関係で論理的な関連性が不明であるが、そもそもが根拠のない①・②の認定に基づく悪意の評価であるに過ぎず、いずれにせよ無意味な指摘である。

#### (5) 総括

以上の通り、原決定は、厳格な審査基準に照らしてみても、実に不当かつ粗雑な判断であったことがよく分かる。

では、かかる不当で粗雑な判断がされた根本的原因はどこにあるのか。それは、原決定が解散事由に該当するとした不法行為（＝「法令に違反した行為」）事実の特定がないことにある。原決定文を読めば明らかな通り、本件解散命令の可否を判断する上で、最も重要であるはずの「コンプライアンス宣言以降の不法行為事実」について、一切特定がない（乙 A 6 4「伊藤祐介・小堀信賢意見書」も同旨指摘）。原決定は、同宣言後の事案で僅かに事実の特定が可能な民事判決ですら「2件3名」と言及するに止まり、判決書が認定する具体的な不法行為事実を書き出して特定することをせず、当該行為が「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」のかどうかの評価もしないの

である。原決定が「悪質」、「深刻」、「重大」と評するものは、全く顔の見えない抽象的な「不法行為被害」である（というより推計被害金額という数字）。下記に引用する原決定の「要件該当性の判断」（100頁～101頁）を見れば、そのことが端的に見てとれる。

#### イ 要件該当性の判断

利害関係参加人の信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘等行為（「法令に違反」する行為）は、コンプライアンス宣言前後の約40年の長期間にわたり、全国的な範囲で行われており、総体として、類例のない膨大な規模の被害を生じさせたものといえ、同宣言後についてみても、その被害は縮小傾向にあるものの、近時まで途切れることなく続いており、なお看過できない程度の規模の被害が生じている。そして、利害関係参加人の信者により行われた不法行為に該当する献金勧誘等行為の態様の悪質性及び結果の重大性について説示したところも踏まえると、上記の献金勧誘等行為は、個人の利益である財産権及び生活の平穩等の侵害を通じ、単に公共の福祉を害するというだけでなく、総体として、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（法81条1項1号）に該当するものというべきである。

原決定は、解散事由となるべき具体的行為を特定せず、証拠裁判主義を無視して不当に水増しした被害（推計被害金額という数字）を妄想し、抽象的に「類例のない膨大な規模の被害」、「看過できない程度の規模の被害」、「悪質性」、「結果の重大性」などと悪評価の言葉を連ねた上で、「総体として」、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当すると言っているに過ぎないのである。これを刑事裁判に例えるならば、肝心要の「罪となる

べき事実」を特定せずに、事実が明らかでない余罪多数の存在が推測されるところとして量刑を目一杯加重し、法定刑上限の言い渡しをするようなものである。このような、事実と証拠を離れた裁判官の妄想によって宗教法人を解散させられたのでは、抗告人は勿論、4000名超の法人職員・家族、10万人超の信者らは浮かばれない。

抗告人を解散させる以上は、少なくとも直近5年以内の悪質な不法行為事実複数件を具体的に特定し、それらが「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」であること、今もなお、公益である一般市民の財産権が「明白かつ現在の危険」に晒されていることを証明しなければならないはずであるが、勿論、証拠がないので出来るはずがない（抗告理由書第3・6：24頁～156頁）。

実は、上記指摘の「具体的事実の欠如」については、文部科学大臣が本件解散命令申立時に行った記者会見に関するNHK報道記事（NHK政治マガジン「旧統一教会の解散命令請求 文部科学省」）を読んだ文芸評論家小川榮太郎氏が、その意見書（乙C49）において既に指摘していたところである。同氏は次のように言う（同3頁～6頁）。

ところが、驚くべきことにNHKの解説記事は、コンプライアンス宣言への言及がありません。そして、その前後において被害状況が一変したこと、これも全く出ておりません。はるか過去の民事案件以外に被害はほとんどないことについても言及がありません。

では、このNHKの解説では統一教会の具体的な加害事実について、どういう文言が記されているか。

「請求に足りる情報は概ね揃った（政府内）」

「しっかりした証拠を揃えるため、さらに時間をかけようと判断

した（政府関係者）」

「政治判断を排してぎりぎりまで法と証拠に照らした対応を追求した（政権幹部）」。

では、NHKの記事には、具体的に「請求に足りる情報」が出ているか、丁寧に読み直しましたが全く具体的な情報が書かれておりません。「しっかりした証拠」、これも全く書かれておりません。「法と証拠に照らした政府の対応」のロジックについても全く書かれておりません。

驚くべき事に被害状況についての具体的な記述がゼロなのです。

（中略）

「請求に足りる情報」「しっかりした証拠」「段ボール八箱分」「レターパックなどに収まるほどの分量」「回答を拒否した項目が百以上」「教団側の対応は不誠実そのもの」「一年間にわたって慎重な議論」「170名を超える被害者などへのヒアリング」

この中に解散請求どころか、ごく一般的な意味ですら教団を批判する素材が一つもないことに注目してください。

「170名を超える被害者」という表現も全く中身がありません。被害者と名乗っている人物の被害状況の概要さえ示されていない。例えば、実際に本人が入信し、本人が洗脳を受け、その洗脳から本人が後に目覚め、そして目覚めた後に本人がこれは全くすべきでない献金であったと考えた金額が50万なのか、100万なのか、5千万なのか、1億なのか10億なのか、その分布がどうなのか何一つ分からない。

本人が被害者なのか、あるいは自分の親が信者で、その親が死んだ後に親が払ったお金を騙し取られたと言うような事案ではな

いのか。それなら親の信教の自由，財産処分権はどうなるのか。宗教団体の危険性について日本社会が一気に目覚めたのは，オウム真理教事件であります。これは刑事事件どころではない，教団ぐるみでの監禁殺人，そして東京都の中樞を襲う大規模テロ事件を起こした教団に対する解散命令です。

それに比べ，今回の事案においては，世人が最も参照するはずのNHKの解説記事においてすら，一般的な批判を構成する具体的な証拠さえ一つも出てこない。そして2009年のコンプライアンス宣言の前後における被害状況の変化についての報道もまるで見ない。2009年以前の問題を，今になって政権の支持率の下落と左派政党による追及を恐れて解散請求に踏み切ったとすれば，これはマスコミの虚偽報道と政権の保身による，自由社会の信教の自由の，ご都合主義による否定にほかなりません。その結果，かほどに根拠もなく，数万人の信者とその家族の人生を否定し，侮辱する。万死に値する蛮行とはこのことではないでしょうか。

オウム真理教解散命令事件では，解散事由となるべき法令違反行為が明確であり，疑いを差し挟む余地もなかった。それに比べ，本件にあっては，もともとが宗教団体内部の献金トラブルという民事事件で，違法性（社会的相当性逸脱）の程度に疑義があり，解散事由となるべき具体的行為が特定されていなければ，どうして抗告人が解散させられなければならないのか，理由が全く分からない。誰もが納得し認められる明確な事実（「法令に違反して，著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」でなければならない）がないにもかかわらず，メディアが作り出した「虚像」と社会の「空気」に支配されて，宗教法人に対する解散命令が下されるようなことがあってはならない。小

川氏は法律家ではないが、上記は極く常識的な疑問からなされた指摘である。

文科省においては、本件申立当初から原審終結に至るまで、民事判決書や元信者の陳述書等を証拠として提出していながら、裁判内でも裁判外でも、「被害額」や「人数」という数字ばかりを強調し、抽象的に「悪質」と評価するだけで、個別具体的な不法行為事実を摘示し、それら行為がどうして「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当するのかについて主張することがなかった。特に、コンプライアンス宣言以降の事案については、不法行為事実の特定が可能な判決認定事実の引用すらしなかった。そして、驚くべきことに、原審は文科省の上記姿勢をそのまま踏襲して解散命令決定を出したのである。法が定める構成要件該当事実の特定及び構成要件的评价を欠いたまま、「虚像」と「空気」に支配されて宗教法人に対する死刑判決が下されるなど、もはや法治国家とは言えない。